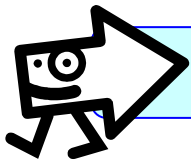


企業経営に役立つ給与・労務情報満載！



発行:コムニスサポート有限会社  
 〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F  
 TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339  
 E-mail: [info@cmns.jp](mailto:info@cmns.jp)  
 URL: <http://www.cmns.jp>



## 年末調整のやり直しについて

**年末調整が終わった後**に次のような事項が発生したときは、平成23年分の年税額が変わるため、年末調整のやり直しを行うことになります。その場合は、すぐに年末調整担当者に連絡してくださいね。

### ✓ 年末調整後に扶養親族等の数が異動した

例1) 従業員Aは12月末に入籍し、奥様を扶養することになった。  
 (ただし、奥様の今年の収入は103万円以下で、控除対象配偶者に該当する場合)

例2) 従業員Bの子どもが12月25日に結婚して、控除対象扶養親族から外れた。

### ✓ 配偶者特別控除の適用を受けた配偶者の所得見積額に差が生じた

例) 従業員Cの奥様はパートとして働いており、平成23年収入額を120万円と配偶者特別控除申告書に記入した。しかし、12月に通常より多く働いたため、実際の平成23年収入額は135万円だった。

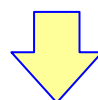
### ✓ 年末調整後に給与を追加支給した

例) 従業員Dは10月に昇給したが、基本給を変更し忘れていた。年末調整後にその事実が判明したため、12月末に差額を支払うことになった。

### ✓ 年末調整後に急きょ期末賞与を支払うことになった

例) 12月10日支給の給与で年末調整の処理を行ったが、12月25日に従業員全員に期末賞与を支払うことになった。

この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を従業員に交付する期限である平成24年1月末日までです。



もし、間に合わなかったら？

従業員の住所地を管轄する税務署において、各自で確定申告をするよう伝えてください。期限は、平成24年2月16日～3月15日までです。